

大阪中之島美術館運営事業
審査結果及び審査講評

令和2年2月

大阪中之島美術館 PFI 検討有識者会議

大阪中之島美術館 PFI 検討有識者会議（以下「検討会議」という。）は、大阪中之島美術館運営事業（以下「本事業」という。）に関して、優先交渉権者選定基準に基づき提案内容等の審査を実施した。審査結果及び審査講評は以下のとおりである。

令和2年2月

大阪中之島美術館 PFI 検討有識者会議

委員 小山 寛俊
委員 澤田 充
委員 塩田 千恵子
委員 高岡 伸一
委員 原 繭子
委員 深澤 哲

第1	大阪中之島美術館 PFI 検討有識者会議	2
1	大阪中之島美術館 PFI 検討有識者会議の構成	2
2	大阪中之島美術館 PFI 検討有識者会議の開催経過	2
第2	優先交渉権者候補の審査選定方法	3
第3	審査結果	4
第4	審査講評	8
第5	総評	11

第1 大阪中之島美術館 PFI 検討有識者会議

1 大阪中之島美術館 PFI 検討有識者会議の構成

大阪中之島美術館 PFI 検討有識者会議の構成は以下のとおりである。

氏名	所属
小山 寛俊	独立行政法人国立美術館 本部事務局財務課長
澤田 充	株式会社ケイオス代表取締役
塩田 千恵子	プログレ法律特許事務所 弁護士
高岡 伸一	近畿大学建築学部准教授
原 繭子	原公認会計士事務所 公認会計士 税理士
深澤 哲	一般財団法人都市技術センター上席主任研究員

2 大阪中之島美術館 PFI 検討有識者会議の開催経過

大阪中之島美術館 PFI 検討有識者会議の開催経過は、以下のとおりである。

なお、令和元年度より委員に就任した原委員を除いて、本事業が大阪市により所管されていた平成30年度でも現委員が検討会議にて議論を行ってきた。

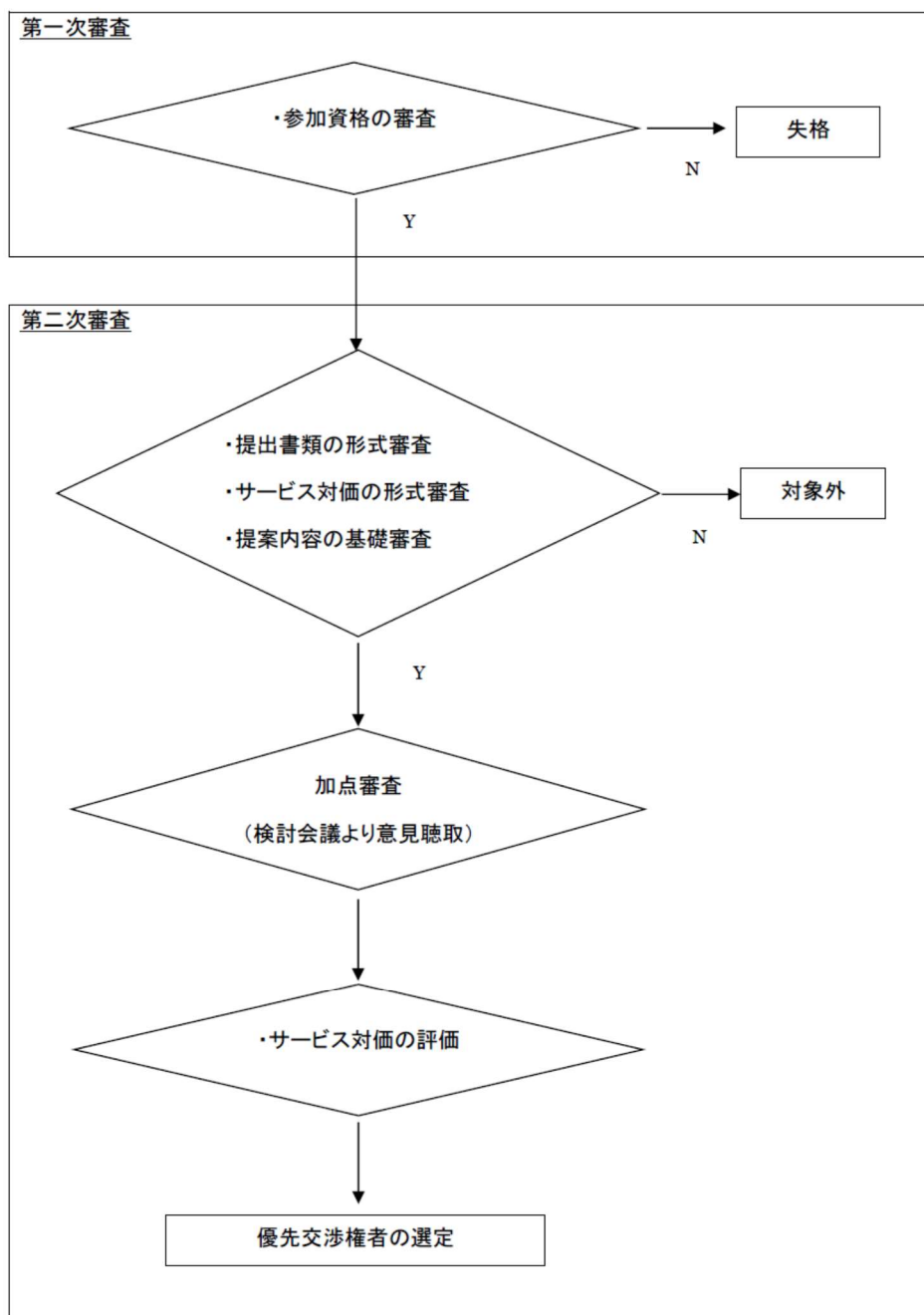
回数	開催日	主な議題
第1回	令和元年6月25日	募集要項、優先交渉権者選定基準等の確認
第2回	令和元年10月30日	競争的対話内容の確認
第3回	令和2年1月7日	応募者へのヒアリング、優先交渉権者候補の選定
第4回	令和2年2月14日	審査講評（書面評決）

第2 優先交渉権者候補の審査選定方法

優先交渉権者候補の審査選定に当たっては、民間事業者の能力・ノウハウが反映された提案書を総合的に評価する必要があることから、競争性ある随意契約である公募型プロポーザル方式を採用し、次の手順で実施した。

応募者から提出される提出書類に基づき、第二次審査参加者が提案する本事業に関する具体的な運営方針及び運営計画等が適切なものになっているか、また、それらが実現性の高いものかどうか等について評価を行った。評価の結果は、本事業の実施者である地方独立行政法人大阪市博物館機構（以下「機構」という。）に報告を行った。

<審査の流れ>



第3 審査結果

審査は、参加資格要件の充足を審査し、第二次審査参加者を特定する「第一次審査」と、第二次審査参加者が競争的対話を踏まえて提案した本事業に関する具体的な運営方針及び運営計画等を審査し、優先交渉権者候補を選定する「第二次審査」の二段階に分けて実施した。

① 第一次審査（参加資格の確認）

機構において、第一次審査書類に含まれる資格審査書類について、募集要項に示す参加資格要件を充足しているかどうかの審査を行った結果、全ての応募者において参加資格要件を満たしていることが確認された。

なお、第一次審査書類の提出があった応募者は3グループであった（Aグループ、Bグループ、Cグループ）。

② 第二次審査

ア 提出書類の形式審査

機構において、第二次審査参加者について、提案記載要領・様式集に示す提出書類が全て提出されていることが確認された。なお、第二次審査参加者はBグループのみであった。

イ 当初想定するサービス対価の形式審査

機構において、応募者が提案したサービス対価が、募集要項に示す年度区分ごとの提案上限額以下であることが確認された。

ウ 提案内容の基礎審査

機構において、応募者から提出された提案書類について、提案記載要領・様式集に従っていることが確認された。

エ 提案内容の加点審査

検討会議は、提出された提案書類の各様式に記載された内容について、評価項目ごとに加点審査を行い、得点を付与した。

上の審査においては、以下の配点、評価方法に基づき実施し、得点化に当たっては、各評価項目の評価点を算出する際に、小数点第3位で四捨五入している。

【加点審査の項目及び配点（当初想定するサービス対価を除く）】

加点審査項目（大項目）	配点
1 事業全般に関する事項	25点
2 経営管理に関する事項	30点
3 維持管理業務に関する事項	15点
4 運営業務に関する事項	30点
5 特筆すべき提案に関する事項	10点
合計	110点

【加点審査の項目の評価方法】

評価	内容	評価点
A	非常に優れている	各項目の配点×1.00
B	優れている	各項目の配点×0.75
C	やや優れている	各項目の配点×0.50
D	要求水準を上回る程度である	各項目の配点×0.25
E	要求水準を満たす程度である	各項目の配点×0.00

【加点審査結果】

評価項目	配点	B グループ
1 事業全般に関する事項		
事業実施の基本方針	10	7.92
事業実施体制	15	9.38
事業実施戦略		
小計	25	17.30
2 経営管理に関する事項		
経営管理	10	7.50
事業計画	10	6.67
事業継続性の担保		
リスク想定と対策	10	5.83
モニタリング		
小計	30	20.00
3 維持管理業務に関する事項		
施設の機能・性能保持	15	7.50
作品環境の保全		
利用者の快適性（アメニティ）		
防災・防犯		
小計	15	7.50
4 運営業務に関する事項		
運営体制	20	10.00
展示・集客への取組		
普及連携		
貸室・サービス施設	10	5.83
小計	30	15.83
5 特筆すべき提案に関する事項		
自主事業・任意事業等に関する提案	10	5.83
中之島のまちづくり		
寄附金等調達支援		
その他		
小計	10	5.83
加点審査合計	110	66.46

オ 当初想定するサービス対価の評価

提案された当初想定するサービス対価については、以下の方法で評価。評価では、小数点第3位以下を四捨五入し、小数点第2位を価格評価点とした。

$$\begin{aligned} \text{価格評価点} &= 30\text{点} \\ &\times (1 - \text{提案するサービス対価} \div \text{機構が示すサービス対価}) \end{aligned}$$

※機構が示すサービス対価=5,223,003,000円(税込)

【優先交渉権者のサービス対価提案額】

年度	提案額(税込)
令和2年度	28,849,700円
令和3年度	243,852,400円
令和4～18年度	4,950,000,000円
合計	5,222,702,100円

【当初想定するサービス対価の評価】

	配点	Bグループ
当初想定するサービス対価の評価点	30点	0.00点

カ 総合的な評価及び優先交渉権者の選定

提案内容の加点審査における評価点(最高110点)と当初想定するサービス対価の評価点(最高30点)を合計して得られた数値を総合評価点とし、加点が認められたBグループを優先交渉権者の候補とする。

総合評価点の結果は以下のとおりである。

	配点	Bグループ
加点審査点	110点	66.46点
当初想定するサービス対価の評価点	30点	0.00点
合計	140点	66.46点

第4 審査講評

1 事業全般に関する事項

評価項目	審査講評
事業実施の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中之島に長く立地する企業としての実績、また中之島の立地特性や経緯等をよく理解している点が評価された。 ・ 本美術館の特徴であるデザイン部門を強調している点が評価された。 ・ 地域との連携等、地域の賑わい、地域活性化を意識している点が評価された。 ・ 今後具体的な内容において独自性、インパクトを出すことに期待したい。
事業実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業を行う上での具体的な実施体制が提案されている点が評価された。 ・ 責任の明確化、推進力が感じられる点は、単独一社提案の利点であると評価された。 ・ 館長や学芸員と事業統括マネージャーとの連携に関する具体的な仕組み等については、今後に期待したい。
事業実施戦略	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的で多様な戦略の提案が多く記載されている点が評価された。 ・ 新設する中之島美術館としての特色に関する記載は少なく、今後の機構との協議等による相互理解により、新しいことが出てくることに期待したい。

2 経営管理に関する事項

評価項目	審査講評
経営管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 美術館の事業存続を重視しながら、品質の高いサービスを提供しようとしている点が評価された。 ・ 事業全体で赤字にならないようにするという長期的な視点は、芸術文化の分野における経営視点として相応しいと評価された。
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画が堅実な計画となっている点が評価された。また、事業計画の数字の根拠についても細かく記述されており、一定の信頼がおける点が評価された。
事業継続性の担保	<ul style="list-style-type: none"> ・ グループファイナンスによる追加融資等、本事業を存続させるために責任を持って取り組むことが示されており、公共性の高い美術館運営事業において相応しいと評価された。
リスク想定と対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要求水準書において求めている保険以外に、任意保険を設定している点が評価された。 ・ 美術館の運営実績はないものの、これまでの施設管理・運営の実績から対応可能であると評価された。
モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ・ 月間でのアンケート調査等、具体的なモニタリング方法を考えられている点が評価された。

3 維持管理業務に関する事項

評価項目	審査講評
施設の機能・性能保持	<ul style="list-style-type: none"> これまで劇場等、複数の施設において維持管理を行ってきた実績、既存事業とのスケールメリットが評価された。 長期的な修繕計画の視点が評価された。
作品環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> 学芸員と協力の上、要求水準で定めている内容を確実に取り組んでいく姿勢が一定程度評価された。
利用者の快適性（アメニティ）	<ul style="list-style-type: none"> 要求水準書で定めている内容を確実に取り組んでいく点が評価されたが、今後より具体的な内容の検討に期待したい。
防災・防犯	<ul style="list-style-type: none"> 中之島に立地した企業であり、また職員には近隣移住者を設ける点が、不測の事態への対応として評価された。

4 運営業務に関する事項

評価項目	審査講評
運営体制	<ul style="list-style-type: none"> これまでの文化事業の運営実績に加え、効率的な運営体制という観点から、応募企業が中之島美術館の近隣に立地している点は利点であると評価された。
展示・集客への取組	<ul style="list-style-type: none"> メディアを利用した広告、企画等の具体的な提案がなされている点が評価された。 デザインに特化するというコンセプトの下、具体的な提案がなされている点が評価された。なお、デザイン部門の主要なコンテンツとして、大阪の建築、アーバンデザインについても検討されることを期待したい。 民間事業者としての独自の企画展案等の提案を今後、期待したい。
普及連携	<ul style="list-style-type: none"> 要求水準書に基づく具体的な提案がなされている点が評価された。 従来からあるカルチャーセンターのような形以外に、中之島美術館だからこそ可能な、地域と連携した新しい教育プログラムの開発を今後、期待したい。
貸室・サービス施設	<ul style="list-style-type: none"> 貸室運営における十分な実績がある点が評価された。 サービス施設について具体的な企業名が複数挙げられており、集客力向上につながる施設の誘致が期待できる点が評価された。

5 特筆すべき提案に関する事項

評価項目	審査講評
自主事業・任意事業等に関する提案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種イベントとの連携等、具体的な提案が多数ある点が評価された。 ・ 多くのイベントを実際に実行する上での人員配置等は、今後の提案に期待したい。
中之島のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中之島において既にまちづくりに関するネットワーク、経営資源を有している点が評価された。 ・ 中之島における従来のまちづくりに留まらず、中之島美術館として、新しい取り組み、風を吹かすために必要な役割を今後、期待したい。
寄附金等調達支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 劇場等における寄附金、協賛金獲得の実績があり、そのネットワーク、ノウハウの活用ができる点が評価された。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実績に基づく各種ノウハウ、中之島における既存事業の経営資源の活用の観点で評価された。提案全般的に時代性を取り込んだインパクトのある提案、コンテンツを今後、より期待したい。

第5 総評

機構は、大阪市北区中之島に新たに設置する大阪中之島美術館（以下「新美術館」という。）について、令和3年度中の開館をめざして整備に取り組んでいる。

新美術館については、大阪市が平成26年9月に策定した「新美術館整備方針」において、民間の知恵を最大限活用しながら、顧客目線を重視し利用者サービスに優れたミュージアムというコンセプトが掲げられた。平成28年11月に策定された「大阪都市魅力創造戦略2020」においては、大阪全体の都市魅力の発展・進化・発信のための重点取組に位置付けられるなど、これまでになかった新たな魅力を持った施設をめざしている。

新美術館は、大阪の都市魅力を世界に発信する施設として、また、中之島のまちづくりに貢献する施設として、高い話題性と集客力を備えることが重要であることから、民間事業者が経営に直接携わることで創意工夫を最大限発揮できる手法である、PFI法における公共施設等運営事業（以下「コンセッション方式」という。）が導入されることになった。

新美術館の運営は、作品の収集、保存、研究、展示、教育普及、関連行事開催、大学・企業・地域等との連携、貸室、カフェ・レストラン等の運営など多岐にわたる。本事業は、これら新美術館の特徴を踏まえ、コンセッション方式により、民間事業者が各業務を取りまとめ、効率的な美術館の維持管理・運営を行うことが期待されている。特に新美術館は、施設の一部又は全部が博物館法第29条に定める博物館に相当する施設に指定されること並びに文化財保護法第53条第1項但し書きに定める公開承認施設として承認を得ることが予定されていることから、民間事業者には高い要求水準を満たすことが求められるとともに、魅力のある新美術館の実現のために質の高い提案が期待されている。

今回、本事業にご参加いただいた3グループにおいては、機構学芸員等と複数回の非常に有意義な競争的対話を始め、事業者選定プロセスに多大なご協力をいただいた。この点につき、3グループ全ての関係者に対して、心からの敬意をここにお伝えする。

第二次審査に参加したBグループからは、これまでの豊富な実績・経験に基づく広範囲な維持管理・運営の能力やノウハウを最大限活用し、新美術館運営に留まることなく、中之島の賑わいの創出につながる自主事業等の施策についても積極的な提案がなされた。提案内容について審査した結果、本事業の特性、中之島の立地条件を十分に踏まえ、自らの役割を明確にして、事業全般、経営管理、維持管理業務、運営業務及びその他特筆すべき提案の各項目において優れた提案を行った「Bグループ」を優先交渉権者の候補として選定した。

「Bグループ」の提案については、社会教育施設である美術館の特性及び収益に増減が生じ得る企画展等への理解に基づき、これまでの劇場等の運営実績を活かしながら、美術館運営で考えられる様々な事象を検討し、事業期間全体において堅実に事業を進めていく点を評価した。カフェ・レストラン等の運営に関して、運営に必要な設備等に関して具体的に検討がなされており、多くの方が新美術館に足を運ぶ上で必要な施設運営を考えられている点も評価した。また、中之島において既に保有する各種ネットワーク等の無形資産を活用した賑わいの創出に関する提案が多数なされており、大阪全体の都市魅力の発展・進化・発信につながる拠点としての新美術館運営が実現されるものとして評価した。

今後、機構が優先交渉権者として選定した「Bグループ」が、機構と十分に協議し、本検討会

議から評価された具体的な提案内容を確実に行うことで本事業の目的が達成されることを期待する。その際には、特に、次の点について配慮されることを、事業者のみならず機構さらには大阪市にも強く要望する。本美術館事業を整備する事業目的の実現には、関係者の不断の協働が不可欠である。

- ① 新美術館独自の特色を打ち出す美術館運営の検討
- ② 館長や学芸員と事業統括マネージャーを含む事務職員、機構及び大阪市の相互連携に関する具体的な仕組み作りの検討
- ③ 新美術館を活用した時代性、先進性のある中之島の賑わいの創出の検討
- ④ デザイン部門の主要なコンテンツとして、大阪の建築、アーバンデザインの検討